

令和8年度グッドデザインものづくり推進業務の委託に関する参加意思確認及び  
提案を求める公告

令和8年度グッドデザインものづくり推進業務の委託に当たっては、県内ものづくり企業等の現状に精通し、豊富な知見や経験に基づいて対象企業に必要なかつ具体的な支援を行うことができる事業者に委託することが必要不可欠であるため、公益財団法人岡山県産業振興財団を相手方に随意契約手続を行う予定としているが、他に資格を満たすと認められる者がいる場合は、別途審査を行い、契約の相手方を決定する目的で、本業務の実施を希望する他の者の有無を確認し、提案を求める公募を実施する。

公募の結果、2の参加資格を有すると認められる者がいない場合は、公益財団法人岡山県産業振興財団との随意契約手続に移行する。

なお、2の参加資格を有すると認められる者がいる場合にあっては、公益財団法人岡山県産業振興財団と当該応募者が提出する提案書等について審査を行い、契約相手方を選定する予定である。

令和8年3月3日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 公募及び提案に付する事項

(1) 業務名

令和8年度グッドデザインものづくり推進業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(3) 業務の目的

現在は、製品の機能だけでなく感性の面においても期待を超える価値を創出することが市場で求められているため、製品の企画開発等におけるデザイン戦略の導入を支援し、製品の高付加価値化、他社との差別化等による企業価値の向上を図る。

(4) 業務の内容

県内ものづくり企業を対象とするデザイン戦略による製品・企業のブランド価値向上を目的としたセミナーの開催

2 公募及び提案に参加できる者の資格

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類5企画・製作（情報・通信サービスを除く）、小分類6イベント企画・運営」であり、格付区分がA又はBであること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県内であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 県内ものづくり企業の現状に精通し、豊富な知見や経験に基づき対象企業に必要かつ具体的な支援が行えること。
- (10) 産学官の各機関との連携及び調整をスムーズに行うことができる体制を整えていること。
- (11) 過去2年の間に国（他の地方公共団体を含む。）又は県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結して、これらを全て誠実に履行していること。

### 3 契約条項を示す場所

岡山県産業労働部産業振興課 成長支援班

〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6

TEL：086-226-7379

FAX：086-224-2165

メールアドレス：sangyo@pref.okayama.lg.jp

### 4 参加手続等

- (1) 仕様書等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間 令和8年3月3日（火）から令和8年3月19日（木）  
（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所 上記3の場所に同じ

なお、岡山県産業労働部産業振興課ホームページからもダウンロードできる。

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/43/>

(2) 参加資格確認申請書の提出期間等

- ア 提出期間 令和8年3月3日(火)から令和8年3月13日(金)(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- イ 提出場所 上記3の場所に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送等(書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。)
- エ 提出書類 参加資格確認申請書(第2号様式)

(3) 業務委託参加資格要件の審査及び通知

上記(2)の申請書を提出した者の参加資格については、岡山県産業労働部内に設置する審査会で審査し、不適合と認められた者にはその旨を書面により通知する。この通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。

(4) 仕様等に対する質問の受付

仕様等について疑義がある場合は、上記3の担当課へ説明を求めることができる。

① 受付期間

上記(1)の配布期間の終了日の2日前まで。

② 質問方法

「仕様等に対する質問・回答書」(第1号様式)を、上記3の担当課へファックスまたは電子メールにより提出すること。

③ 回答方法

ファックスまたは電子メールにより回答する。なお、必要に応じて、内容を岡山県産業労働部産業振興課のホームページに掲載することがある。また、本事業に、本事業に直接関係のないもの、個人情報等の情報セキュリティ上明らかにすることが不適切なもの、その他回答することが不適切と認められる質問に対しては、回答を行わない場合がある。

5 提案書の審査等

(1) 提案書等の提出方法

- ア 受付期間 上記4(1)の配布期間と同じ
- イ 提出場所 上記3の場所に同じ
- ウ 受付方法 持参又は郵送等(書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。)
- エ 提出書類
- ・令和8年度グッドデザインものづくり推進業務に関する提案書(第3号様式)
  - ・業務計画書(第4号様式)
  - ・令和8年度グッドデザインものづくり推進業務に関する見積書(第5号様式)

・その他必要と認めた書類

(2) 審査方法

岡山県産業労働部内に設置する審査会において、提案書等の内容について別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。

(3) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

6 その他

(1) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年3月20日規則第8号）第153条、第154条及び第155条の規定による。

(2) 業務委託契約書の作成を要する。

(3) 契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなす。

(4) 業務の詳細は令和8年度グッドデザインものづくり推進業務仕様書による。

(5) 応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(6) 提出された書類は返却しない。

(7) 本業務は、令和8年度当初予算において予算措置された場合のみ実施する停止条件付き事業であるため、予算が成立しない場合には、本手続きに係る一切について、いかなる効力も発生しない。また、本事業の財源の一部に国庫支出金を充てる予定であるため、令和8年4月1日までに国の予算が成立しない等の場合、契約の内容や契約期間等の見直しを求めることがある。